

【判例研究】

電子マネー発行会社の責任

東京地方裁判所平成27年6月25日判決 判例時報2280号104頁
(東京地方裁判所平成25(ワ)21982号、損害賠償請求事件)

吉村 信明

【要旨】

インターネット上でサクラを使って有料メール交換サイトを営んだとして、サイト運営会社が利用者に対し不法行為責任を負う場合において、当該利用料金の電子マネー決済システムを提供した電子マネー発行会社の責任を否定した事例

【事実】

Xは昭和42年9月生まれのヘアメイク等の仕事をしている女性である。

Y1社は平成22年1月20日設立の情報提供サービス等を業とする株式会社であり、出会い系有料メール交換サイト(本件サイト)を運営していた。Y2はY1社の代表取締役である。

A社は平成21年12月17日設立の情報提供サービス等を業とする株式会社であり、平成24年3月ころから本件サイトの運営をしていた。Y3はA社の代表取締役である。

Y4社は平成11年3月19日設立の電気通信事業法における電気通信役務の決済カードの販売、決済システムの提供等を業とする株式会社である。なおY4社は平成26年1月31日旧商号Aから現商号に変更した。

Y4社は株式会社B社との間で本件電子マネーを利用した代金決済について包括加盟店契約を締結し、同契約に基づき平成22年6月4日から平成23年2月21日まで本件電子マネーによる決済がなされた。Y1社はB社との間で本件電子マネーによる決済の加盟店契約を締結しており、Y1社は本件電子マネーを利用したXが購入したポイントの代金決済を受けた。

本件における電子マネーは、資金決済に関する法律(資金決済法)3条1項1号、5項に規定するサーバ型第三者型前払支払手段の発行に該当する。サーバ型第三者型前払支払手段とは、利用者の手元にあるカードやスマートフォンなどに金額に関するデータが記録されず、電子マネー

発行会社がサーバで一括してデータを管理する形式の電子マネーのことをいう。

Xは平成22年12月ころ、面識のない第三者から突然他の会員とメールアドレスの交換ができる権利が当選した旨のメールを受信した。同メールにはメールの受取をするためには、本件サイトの登録及び利用が必要である旨の記載があった。Xは勧誘に応じて本件サイトの利用登録を行った。

本件サイトの利用登録後、Xは金銭や権利の供与の申出、面会ないしメールアドレスの交換の申出、著名な芸能人が相談相手になってもらいたい旨のメールを次々に受信した。Xはこれに応じて本件サイトを引き続き利用するためのポイントの購入を勧められた。

Xはポイント購入の支払いのためにY4社発行の電子マネー（本件電子マネー）を利用することとし、平成22年12月5日から平成23年2月9日まで本件電子マネーを購入し、これを用いてポイントを購入した。また平成23年2月27日以降、Y1社ないしA社に対して、クレジットカードや銀行振込の方法によりポイントを購入し支払いを行った。

しかしながら、Xは本件サイトの利用により受信したメール記載の金銭・権利の供与、面会等を内容とする役務の提供ないし利益の供与は受けていない。

本件の争点としては、(1) Y1社、Y2、Y3の共同不法行為責任（民法719条）、(2) Y2及びY3の取締役の第三者に対する損害賠償責任（会社法429条1項）、(3) Y4社の加盟店管理義務違反の有無の3点が挙げられている。

Xは次のように主張する。

争点(1)については、本件サイトは全体として一般利用者から金銭を騙し取るために、サイトへの登録、誘惑メール送信によるサイト利用の勧誘、サイト利用開始後利用者の期待等を煽り、Xに高額の利用代金を支払わせることを目的とした詐欺に該当する。さらに暴利行為に当る公序良俗に反する違法行為であって、Xに対する不法行為となる。A社についても本件サイトのシステムをそのまま利用してY1社の詐欺により錯誤に陥っていたXから金銭を騙し取ったのであるから、Y1社とともに共同不法行為責任を負う。

争点(2)について、Y2はY1社の、Y3はA社の代表取締役として、本件の違法な本件サイトの運営を行わないよう業務執行すべきだったのに、悪意又は重過失によりこれを怠ったのであるから、Xに対して会社法429条1項の損害賠償責任を負う。

争点(3)について、Y4社は本件電子マネーを利用したXに対し、契約上又は不法行為法上の注意義務として、加盟店契約を締結する際には、当該契約相手先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを調査確認し、そのような問題がある場合には加盟店契約を締結せず、加盟店契約を締結した場合でも、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題がないかの調査・確認を継続し、問題がある場合には速やかに加盟店契約を解除するなどして利用者に不測の損害を与えることのないように注意すべき義務を負う（X主張の加盟店管理義務）。

主張の根拠は以下のようなものである。

本件電子マネーに関する契約は、利用者がY4社の加盟店から商品を購入し又は役務の提供を受ける等の場合に、利用者がY4社に支払った対価の範囲内でY4社が当該加盟店にその物品又は役務の代価の弁済を行うことをY4社に委託する旨の契約と解され、その法的性質は委任ないし準委任契約であるので、Y4社はXに対して善管注意義務を負う。

また、本件電子マネーは資金決済に関する法律（資金決済法）上のサーバ型第三者型前払式支払手段の発行に該当し、Y4社は利用者保護のため内閣総理大臣の登録を受ける必要がある（同法7条）。また、前払式支払手段により（加盟店から）購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人に該当しないこと（同法10条1項3号）を誓約する書面を提出しなければならない（同法8条2項）。同法に関する金融庁ガイドラインでは、第三者型発行では利用者に物品・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する商品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要があると定める。

上記資金決済法及び金融庁ガイドラインの規律の趣旨からすると、本件電子マネーの利用者保護の観点等から、前払式支払手段の発行会社が本件電子マネーの利用者に対し、信義則上X主張の加盟店管理義務を負うことは明らかである。そして、Y4社は本件サイトのようなサクラサイトが社会問題化した時期にY1社のために本件電子マネーによる決済代行を開始した。Xが本件電子マネーを利用した当時本件サイトに対し苦情が発生し、消費生活センターから連絡及び斡旋解決の打診があり、Y1社の業務が違法であることについての認識はY4社にあった。それにもかかわらずY4社はY1社と加盟店契約を締結し、さらに加盟店契約を解除せず漫然とY1社の代金決済業務を行ったことは、加盟店管理を怠ったといえる。

Xは以上のように主張しY1社、Y2、Y3に対して連帯して267万6300円、及びY4社に対して32万8000円の支払を求めた。

争点(1)、(2)について、Y1社、Y2、Y3は口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかった。

争点(3)について、Y4社は次のように反論した。

①本件電子マネーに関する契約の性質は、Y4社の提供する決済システムの利用許諾という非典型契約に過ぎず、Y4社が直接Xに対して委任契約ないし準委任契約に基づく善管注意義務を負うことはない。②Y4社は金融庁ガイドラインの定めた加盟店の管理・調査について、同ガイドラインの要求を満たす程度に十分に行っており違法性はない。③本件サイトの利用のためのポイント購入の決済手段は、本件電子マネー以外にもあり現実にXはこれを利用していた。したがってX主張の加盟店管理義務違反の有無にかかわらず、Xは本件サイトを利用していたのであるから、上記義務違反とX主張の損害との因果関係はない。

【判旨】一部認容、一部棄却（控訴）

争点(1)について、Y1社、Y2、Y3の責任をXの主張どおり認めた。争点(2)については判断しなかった。

本件有料メール交換サイト運営会社の不法行為責任について、判旨は次のように述べる。

本件事実関係とY1社、Y2、Y3がX主張の事実を争うことを明らかにしていないことを考慮すると、Y1社はサクラを使ってXを本件サイトへ誘導し、さらにサクラが送信した多数の誘惑的なメールの内容を実行する意思がないにもかかわらず、それが可能である旨の虚偽のメールを

送信してXを誤信させ、Xにメールの送受信を繰り返し行わせてサイトの利用代金名目で多額の金員を支払わせたと認められる。Y1社がXに多額の金員を支払わせた行為は詐欺に該当し、さらに社会的相当性に逸脱した暴利行為と評すべき公序良俗違反ともいえ、違法であってXに対する不法行為責任を免れない。また本件サイトのシステムの構築及び運用についてはY1社、A社の営業方針・営業姿勢に基づくものであり、代表取締役であるY2及びY3が営業活動全般を指揮監督し、その一貫としてXに対する違法行為を行わせたものであるとして、Y2、Y3の共同不法行為責任を認めた。

争点(3)について、

「(2)以上の認定事実を前提に、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務として、X主張の加盟店管理義務が認められるかをまず、判断する。

ア 前記(1)で認定した事実によれば、X主張の加盟店管理義務に沿う事実、すなわち、Y4社は、資金決済法により、サーバ型の第三者型前払式支払手段の発行者として、加盟店契約の締結に当たり、加盟店の営業の適法性ないし相当性について調査することを求められ、契約締結後においても加盟店の営業について引き続き監視し、問題があった場合には、契約解除を含めた対応を求めることが法律上義務づけられていること、さらに、本件におけるY4社は、上記法律の趣旨に則り、Y1社について、本件サイトに問題があることを理由として、実際に解除していることなどが認められる。

イ しかしながら、前記第二の一前提となる事実で認定した事実に加え、前記(1)で認定した事実を踏まえると、次のとおりの事実を指摘できる。

(ア) 利用者は、本件サイトのポイントを購入する際、本件電子マネーのほか、クレジット決済等の複数の支払手段の中から、支払い方法を選択することになっていた。

利用者は、自らの意思で、本件電子マネーによる支払を選択し、コンビニエンスストアで本件電子マネーの対価を支払って、Y4社の定める利用規約に従い、決済システムを利用しているに過ぎない。

(イ) 前払式支払手段の発行者は、個々の利用者から金銭の預託を受けて具体的な決済代行事務の受任をしているというのではなく、自ら構築した決済システムを利用させて、支払の手段(支払方法の多様化)を提供しているにとどまる。前払式支払手段の発行者が得る利益は、電子マネーによる決済システムによる利用料の対価であり、利用料自体の実質は、決済システムの維持管理にかかる事務手数料といえる。

(ウ) 前払式支払手段の発行者は、公法上、一定の加盟店の調査・管理義務を求められている。しかし、コンビニエンスストアで購入できるような本件電子マネーのような場合にまで、電子マネーの発行者において、加盟店が提供する商品を全て把握することを義務づけることとなれば、資金決済法のもう一つの趣旨である、前払式支払手段の普及、利便性をかえって阻害することにもなりかねない。また、電子マネーの発行者が、日々入れ替わる多種多様な商品を事前にチェックすることも事実上不可能である。

(エ) 前払式支払手段の発行者は、加盟店に対し、継続的契約たる加盟店契約に基づき、契約上、商品の購入又は役務提供の代金決済義務を負っている。したがって、前払式支払手段の発

行者が、調査管理義務を負うとしても、客観的事情を考慮して公序良俗に照らして問題があることが判明した場合か、すくなくともこれに相当すると客観的かつ合理的に判断可能でなければ、自らの判断で加盟店契約の解除をすることは期待できない。

ウ 以上のイで指摘したところによれば、前記アで説示したところから、直ちに、本件電子マネーの利用者保護の観点等から、前払式支払手段の発行会社であるY4社が本件電子マネーの利用者に対し、契約上ないし信義則上、X主張の加盟店管理義務を負うと解することはできない。

また、Xは、前払式支払手段の発行会社と加盟店の関係につき、立替払契約に係る信販会社と加盟店との関係に類似しているところを根拠として、X主張の加盟店管理義務を主張するが、(ア)立替払契約においては、販売会社が信販会社の信用供与を利用して顧客を獲得し、信販会社が販売店の獲得した顧客に信用を供与することによって報酬利益を得るという相互依存の関係にあるが(なお、割賦払契約の事務手続は販売会社で通常代行する。)、前払式支払手段の発行会社は、信用を供与して取引を拡大させているわけではなく、決済システムを利用して、支払の手段(支払方法の多様化)を提供しているに過ぎず、(イ)前払式支払手段の発行会社が得る利益は、本件電子マネーによる決済システムによる利用料の対価であり、利用料自体の実質は、事務手数料であって、信用供与の対価(利息)とは本質を異にすることから、Xのこの点に関する主張も前提を欠いており採用しえない。

エ よって、Xの、前払式支払手段の発行会社であるY4社が本件電子マネーの利用者に対し、契約上ないしこれに付随する信義則上の義務として、X主張の加盟店管理義務を負うとまでは認められない。

(3) また、Xは、前記(1)クケで認定した事実を根拠に、Y4社において、Y1社が本件サイトのような違法性の高い業務を行っていることを認識し、又は認識し得たにもかかわらず、Y1社の加盟店契約を解除しなかったことにつき、不法行為を構成すると主張するが、前記(2)で説示したとおり、X主張の加盟店管理義務を負うとまでは認められず、ほかに、Y4社がY1社の行っていた業務に関与ないし関係していたなどの特段の事情が認められないことから、Xの不法行為に関する主張には理由がない。」

【研究】

I 本件の意義

本件はサクラを使った出会い系有料メールサイトの利用者が、多額の利用料金を支払ったのににもかかわらず目的を達することができなかったことから、当該サイト運営業者に対して詐欺等に該当するとして不法行為に基づく損害賠償を、また利用料金支払について利用した電子マネー発行会社に対しては加盟店管理義務を怠ったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した事例である。

サクラサイトとは、サイト業者に雇われた「サクラ」が、金銭や権利の供与申出をしたり、面会やメールアドレスの交換の約束をする、著名芸能人の名前を騙って悩みの相談相手になってほしいと求めるなど、実行する意思もないのに虚偽のメールを送りつけて勧誘するサイトである。誤信した利用者がメールの返信を続ける場合には無料ではなく返信の都度ポイントの購入を求められる。しかも相手方から金銭が支払われたり、面会することなどは実際にはない。利用者はポ

イント購入代金として合計数百万円から数千万円支払う場合もある^(注1)。

利用者がポイントを購入する際は、必要なポイントの代金額をサイト運営業者の銀行口座へ振込む、クレジットカードにより決済する、電子マネーにより決済するという方法がある。

近年 PI0-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）で収集された消費生活相談において、出会い系サイトに関する相談事例は減少傾向にあるが、本件のようなサクラを利用した有料メール交換サイトに関するトラブル相談については、副業サイトや占いサイト等でも見られるようになり注目されている^(注2)。利用者が詐欺であることを認識する時点ですでに数百万円から数千万円の被害が出ていることも多いため、損害賠償を求める訴訟も提起されている。訴訟の多くはサイト運営会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求であるが、サイト運営会社の取締役を共同不法行為者とする場合も多く、さらに取締役に対しては会社法 429 条 1 項による請求をすることもある^(注3)。

本件は、①サイト運営会社 Y1 及び代表取締役 Y2、Y3 に対する共同不法行為責任、②代表取締役 Y2、Y3 に対する会社法 429 条 1 項に基づく責任だけではなく、③電子マネー発行会社 Y4 に対する不法行為に基づく損害賠償を求めた点を特徴として挙げることができる。

本件では、Y1 社、Y2、Y3 が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったこともあり、Y1 社、Y2、Y3 の共同不法行為責任を認めた。Y2、Y3 に対する会社法 429 条 1 項の責任については共同不法行為責任に関する主張と選択的と解して判断しなかった。③については Y4 社の損害賠償責任を否定した。

本稿では、主に Y4 社の責任について検討するが、サクラサイトによる消費者被害に関して電子マネー発行会社の損害賠償責任について判断した裁判例は、本稿脱稿時点（2016 年 10 月 5 日現在）までに公刊されたものでは本件が初めてのようである。

II Y1 社の責任について

サクラサイトの運営業者に対して損害賠償を請求する裁判例は数件公表されている^(注4)。

責任を否定した事例での理由は、サイト運営業者とサクラと思われるメール発信の相手方との関係について原告が十分に証明することができていないというものである^(注5)。

責任を認定した事例として、まず、さいたま地方裁判所越谷支部平成 23 年 8 月 8 日判決 消費者ニュース 89 号 231 頁が挙げられる^(注6)。

原告女性が携帯電話をインターネットに接続して、占い又懸賞サイトを閲覧していたところ被告会社の出会い系サイトに誘導され登録された。被告会社はサイトに登録するためには必ず登録画面で手続きをする必要があると主張したが、全国の消費生活センターの PI0-NET の情報から携帯電話で被告会社のサイトに勝手に登録された事例があり、別のサイトから被告会社のサイトへ登録される仕組みになっていた事実を認めた。また、PI0-NET 情報にサクラがメールを送信しているとする被害事例、登録後次々とメールが送信されてきたとする被害事例、被害者の気を引く内容（お金を支払う、会う約束をする）のメールの送信によりメール交換を継続させポイントを追加購入するよう仕向けられたとする被害事例が含まれていた。そして、登録した会員同士が直接メールをすれば無料で済むところ、被告会社のサーバを通してメールを交換すると多額のポイント料金がかかるのであるから、直接メールのやり取りをするようになるのが自然である。し

かし、メールの相手方が直接メールのやり取りをしないで被告会社のサイトを経由してのメール交換を継続したのは、被告会社が多額の利益を得るためにサクラを使用していたからであると認定できるとして不法行為に基づく損害賠償を認めた。

次に東京高等裁判所平成 25 年 6 月 19 日判決 判例時報 2206 号 83 頁、消費者ニュース 97 号 383 頁が、高裁で初めてサクラサイト運業者の不法行為責任を認めた^(注7)。

原告が参加無料の懸賞サイトに応募する中で、現金を渡すというタイトルのメールが届くようになり、興味を持ってリンク先をクリックしたところ被告会社の有料メール交換サイトに接続し、メール交換のための会員登録が必要との案内に応じて会員登録した。その後指示に従えば多額の金員を供与する、面談や実験対象となれば相当の対価を支払うなどのメールに応じて、サイトの利用を繰り返したところ利用代金が 2000 万円以上となった。原告は、被告会社がサクラを使って原告を当該サイトに誘導、登録させ、多数の誘惑的なメールを送って、資金援助や連絡先交換又は待ち合わせ等をする意思もないのに可能である旨の虚偽のメールを送信し、原告を誤信させて多額の利用料金を騙し取ったとして損害賠償請求訴訟を提起した。

原審（横浜地方裁判所平成 24 年 6 月 11 日判決）は、被告会社の不法行為の日時、内容等、原告の誤信内容、錯誤に基づく被告会社への送金ないしポイント購入の時期及び金額について特定がなく、サクラと被告会社との関係等について主張上明らかではないとして請求を棄却した。

東京高裁は原判決を取消し、原告の請求を認容した。判旨は次のようなものである。

(1) 相手方からの申し出が、見ず知らずの原告に対して指示に従えば多額の金員を供与する等のあり得ない不自然な話であり、いずれも実現していないことから相手方にこれを実現する意思、能力がないこと、(2) 原告に対してさまざまなことを行わせているが、これらの指示に合理性は見出しがたく、目的は原告にできるだけ多くのポイントを消費させ被告会社に対して高額の金員を支払わせることにあるのは明らかであるとする。そして、高額な利用料金の支払で利益を得るのは被告会社のみである（原告の相手方が原告と同様にサイトの一般会員であるとする頻りにメールの送受信を行えば当事者双方に高額の利用料金の負担義務が生じるので、当事者に利益はない）。それにもかかわらず相手方が原告に対して利用料金を払わせようとするのは、相手方には料金の負担義務がないという事実及び相手方が被告会社の利益を意図して行動している事実を推認させる。このことにより原告のメール交換の相手方は、被告会社が組織的に使用しているサクラであるとする。したがって被告会社の行為は詐欺に該当し不法行為責任を免れないと判示した^(注8)。

本件もサクラサイト運業者の不法行為責任を認めたものである。被告側が口頭弁論を欠席し答弁書も提出しなかったこともあるが、事実認定や判断の内容は上記さいたま地裁越谷支部判決及び東京高裁判決の流れに沿ったものと考えられる。

III Y4 社の責任について

本件ではサクラサイトによる被害者である X が、サイト運業者に対してだけでなく代金決済で利用した電子マネー発行会社である Y4 社に対して、資金決済法に基づく加盟店管理義務違反及び立替払契約に係る信販会社が加盟店に対して負うものと同様の加盟店管理義務に違反するとして損害賠償を請求した。

本件判旨は、まず資金決済法に規定する加盟店管理義務について公法上の管理義務としては認めるが、Y4 社が加盟店提供の全商品を把握することは事実上不可能であり、電子マネーの普及、利便性を阻害することになるので、客観的事情を考慮して公序良俗に照らして問題があると判明した場合か、もしくは問題があることについて客観的かつ合理的に判断可能な場合でなければ、電子マネー発行会社が加盟店契約を解除することは期待できないので、Y4 社は電子マネーの利用者保護に関する加盟店管理義務を負わないとする。また立替払契約に係る信販会社による加盟店管理義務と同様の義務を負う旨の主張についても、Y4 社は信販会社と異なりその信用供与により取引を拡大しているのではなく、決済システムの利用による支払手段を提供しているに過ぎず、Y4 社の得る利益は決済システムの利用料の対価すなわち事務手数料であって、信販会社が得る信用供与の対価（利息）とは異なるため、信販会社と同様の加盟店管理義務を認めることはできないとした。

本件のような事例について現在公刊された裁判例は本件のみである。近年サクラサイトによる被害事例が多発しているが、サクラサイト運業者の賠償責任を追及することに関して、サイト運業者がサクラを使用したことについて被害者側の証明が困難で敗訴したり、裁判では勝訴してもサイト運業者に賠償資力が無いあるいは所在がわからなくなったりするなどで、被害者の救済が困難な場合も多い。

そこで電子マネー発行会社に対して損害賠償責任を認めるべきとの主張が実務家を中心になされている。その根拠は本件におけるXの主張、すなわち①本件電子マネーに関する契約は、その性質は委任ないし準委任契約であり、本件電子マネーの発行会社は、利用者に対して善管注意義務を負っている、②資金決済法及び金融庁ガイドラインの規律の趣旨からすると、本件電子マネーの利用者保護の観点から電子マネー発行会社は利用者に対して信義則上加盟店管理義務を負っていることから、当該義務違反による債務不履行あるいは不法行為責任を負うというのと同様の説が多数である^(注9)。

本件判旨においてY4 社の資金決済法上の加盟店管理義務による損害賠償責任を否定する理由として、加盟店が提供する全ての商品を把握することは不可能であるし、資金決済法の目的である電子マネーの普及、利便性を阻害することにもなりかねないと述べる。しかし、悪質な加盟店に対して不十分な管理しかできないということであれば、逆に電子マネーを利用しようとする者にとっては取引の安全が確保されないとして利用を躊躇することになりかねないようにも考えられる。そうすると、電子マネーの普及、利便性の確保とともに電子マネーの利用者保護という面からも、電子マネー発行会社に対する責任を認める余地を広げることにより、悪質な加盟店の排除を促進することにつながるのではないかと考える。

IV 電子マネー発行会社の加盟店管理義務明文化に関する法改正の要請

資金決済法において、電子マネー発行会社に対する加盟店管理義務が明確な義務として規定されていないことを踏まえて、内閣府消費者委員会が2015年8月18日に「電子マネーに関する消費者問題についての建議」を公表した^(注10)。この建議が対象とするのは本件と同様のサーバ型電子マネーであり、建議内容は「建議事項1 金融庁は、電子マネーを利用した取引における悪質な加盟店による消費者の被害の発生・拡大防止及び回復を図るため、電子マネー発行業者に対し、

資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）（以下、「法」という。）における義務付けを含む、加盟店の管理及び苦情処理体制の制度整備に向けた措置を講ずること」というものである。この建議に基づき電子マネー発行業者の加盟店に対する管理義務の明文化も求められている^(注11)。

また関東弁護士会連合会等が「電子マネーに関する資金決済法改正等を求める意見書」を本年（2016 年）に公表した^(注12)。本件事例のようなサクラサイト等による消費者被害に対処するために資金決済法の改正を求めている。その内容は次のようなものである。電子マネー発行会社は販売会社又は役務提供者を加盟店として、消費者との取引において継続的に決済手段に関与している。この点がクレジット会社と類似していることから、割賦販売法における加盟店管理義務規程を参考にすべきであるとする。現行割賦販売法ではクレジット会社の加盟店管理義務として、業務適正化義務の中の苦情適正処理義務（同法 30 条の 5 の 2、省令 60 条）、個別信用購入あっせん業者（個別クレジット）における不適正与信防止義務（同法 35 条の 3 の 5 第 1 項）の定めがある。電子マネー発行会社に関しても悪質な加盟店を排除するために同様の苦情処理等についての加盟店管理義務規程が必要である。具体的な義務として、1. 加盟店契約の締結に先立って業者に関する必要事項を調査する義務、2. 加盟店契約を締結した後一定期間ごとに当初調査した事項に著しい変化がないかどうかの調査義務、3. 加盟店に関する苦情が発生した際に、適切かつ迅速な処理のために必要な苦情の原因の究明、苦情処理のために必要な事項の調査、調査結果に基づき加盟店契約の解除、決済停止、利用者への報告・返金等の対応等の措置を講じなければならないというものである。

本件東京地裁が X の主張を否定したのは、資金決済法に電子マネー発行会社の損害賠償責任の根拠となる明確な加盟店管理義務が規定されていなかったからである。したがって、消費者委員会及び弁護士会による電子マネー発行会社の加盟店管理義務についての建議及び意見書を踏まえて、今後立法にいたるのであれば消費者保護及び電子マネーの普及及び利便性の確保の点からも望ましいものとする。

（注）

(1) 山田茂樹「インターネット消費者取引被害の現状と課題—サクラサイト商法（詐欺）を中心に—」市民と法 No. 79、33 頁、2013 年、神野直弘「サクラサイト被害の実態と救済手段」現代消費者法 No. 18、21 頁、2013 年、消費者委員会「電子マネーに関する消費者問題についての調査報告書」（http://www.cao.go.jp/consumer/doc/20150818_kengi_houkokou1.pdf）5 頁以下（2016 年 10 月 4 日確認）。

(2) 浦川有希・小林真寿美・遠藤陽介・内藤奈津樹「通信販売をめぐる消費者トラブルの現状」現代消費者法 No. 30、23 頁、2016 年。

(3) 東京地方裁判所平成 25 年 6 月 27 日判決 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース

（<http://lex.lawlibrary.jp/lexbin/ShowZenbun.aspx?sk=636112173292234546&pv=1&bb=25513489>）（2016 年 10 月 4 日確認）において、被告がサクラサイト運営会社の名義上の代表取締役であったとしても、会社が詐欺行為を行わないよう監視すべき義務を負い、これを放置したことには重過失があるというべきであるから、本件会社が行った原告に対する詐欺によって生じた損害に

ついて会社法 429 条 1 項の責任を免れないと判示する。

(4) 町村泰貴「判例研究 サクラサイトの不法行為責任が認容された事例（東京高判平 25・6・19）」現代消費者法 No. 26、96 頁以下、2015 年。

(5) 町村・前掲注 (4) 97 頁。

(6) 本裁判例は、サクラサイトの違法性を立証するために、経験則からアプローチした裁判例として評価されている。このアプローチは、「サイトの管理システムや勤務状況といった当該サイト内部の事実には立ち入らずに、外観から「利益の帰する者が利益を生む行為をし、不利益を被る者はあえて不利益を被る行為をしない」という経験則を機能させる」ものであるとする。ただし、「サイト業者側からは、単なる推論の積み重ねにすぎないという反論がなされることも多いし、裁判官によってはかかる主張立証のみでは、違法性の主張立証としては十分ではないとの心証を抱く場合もありうる。」というデメリットも指摘されている。山田・前掲注 (1) 37-38 頁。

(7) 本裁判例に関する評釈等には、町村・前掲注 (4)、千葉恵美子「インターネット上の有料メール交換サイトを営む会社のサイト利用料金詐取による不法行為責任が認められた事例」私法判例リマークス No. 50、42 頁、2015 年、岡田崇「「サクラサイト詐欺訴訟（東京高判平成 25 年 6 月 19 日）」にみる判例の意義」消費者情報 No. 470、17 頁、2016 年。

(8) 本裁判例においても原告の交信の相手方がサクラか否かの立証が困難であったが、判決ではさいたま地裁越谷支部平成 23 年 8 月 8 日と同様の立証方法を用いて相手方がサクラであると認定した。

(9) 山田・前掲注 (1) 39 頁、神野・前掲注 (1) 25 頁、森哲也「電子商取引における決済システムの在り方」現代消費者法 No. 18、51 頁、2013 年、池本誠司「割賦販売法改正後の販売信用・決済に関する論点」鹿野菜穂子・中田邦博・松本克美編『長尾治助先生追悼論文集 消費者法と民法』法律文化社、203 頁、2013 年、東京弁護士会消費者問題特別委員会編『ネット取引被害の消費者相談 第 2 版』商事法務、32 頁、2016 年、東京弁護士会消費者問題特別委員会編『消費者相談マニュアル 第 3 版』商事法務、385 頁、2016 年。

(10) 「電子マネーに関する消費者問題についての建議 平成 27 年 8 月 18 日 消費者委員会」(http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/08/19/20150818_kengi.pdf) (2016 年 10 月 5 日確認)、河上正二「サーバ型電子マネー問題及び商業施設内遊戯施設の安全に関する 2 つの建議」ジュリスト 1485 号、64 頁、2015 年、山田茂樹「「電子マネーに関する消費者問題についての建議」について」NBL1060 号、77 頁、2015 年。

(11) 池本・前掲注 (9) 203 頁においても立法課題として検討すべきとしている。

(12) 関東弁護士会連合会について (<http://www.kanto-ba.org/declaration/detail/h27op7.html>) 京都弁護士会について (https://www.kyotoben.or.jp/pages_kobetu.cfm?id=1056&s=ikensyo) 埼玉弁護士会について (<https://www.saiben.or.jp/proclamation/view/403>) を参照。

いずれも 2016 年 10 月 5 日確認。